

平成30年度医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会(第4回)	参考 資料1
平成30年12月14日(金)	
平成30年度医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会(第1回)	資料1
平成30年7月31日(火)	

歯科医師臨床研修を取り巻く状況

1. 歯科医師臨床研修の概要および制度改正について
2. 歯科医師臨床研修の現状について
3. 歯科医師養成過程における卒前・卒後教育の関係について

歯科医師臨床研修の概要について

歯科医師臨床研修制度は、医師臨床研修の必修化から2年後の**平成18年度**より、従来の努力義務から必修化する形で導入された。必修化に伴い、**診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければならぬ**とされており、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録することとされている。（歯科医師法第16条の二・四）

研修時期

大学教育（6年間）を経て、国家試験に合格
(歯科医師免許取得) 後から、1年以上



6年



1年以上



高校

一般教養

歯学専門教育

臨床実習

臨床研修

生涯研修



研修体制

研修歯科医は、指導歯科医等の指導の下、選択した研修プログラム（臨床研修の目標等）に沿った研修を行う。

研修管理委員会は、研修実施期間や到達目標、臨床歯科医としての適正を評価し、修了認定を行う。

研修場所

大学病院（歯科・医科）

厚生労働大臣が指定する
病院又は（歯科）診療所

〈参考：平成28年度〉

研修歯科医の募集数：3,596名 国家試験合格者数：1,973名

臨床研修施設数（大学病院を含む）：2,525施設

（歯科保健課調べ）

研修方式

単独方式と臨床研修施設群方式があり、臨床研修施設群方式では複数の臨床研修施設と協同で研修を行う。

単独方式

単独型

研修協力施設

臨床研修施設群方式

管理型

研修協力施設

協力型

協力型

協力型

連携型

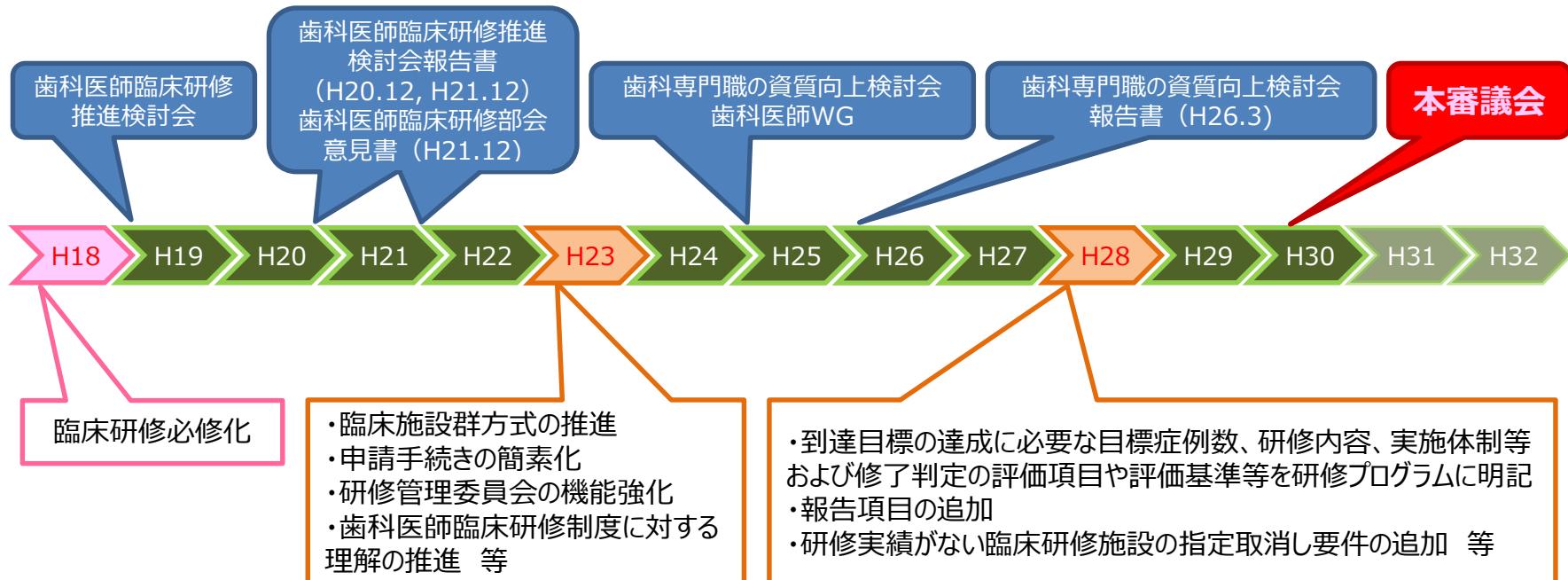
連携型

：

歯科医師臨床研修制度の改正について

経緯

- 歯科医師臨床研修制度は平成18年度に必修化され、省令に基づき5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。
- 現在までに、歯科医師臨床制度は必修化以降5年ごとに制度改正を行ってきたところ。（下記参照）
- 制度自体が必修化から10年以上経過し、歯科医療を取り巻く状況が変化している点や現場からのご意見等を踏まえ、次期制度改正に向けて議論を開始する。



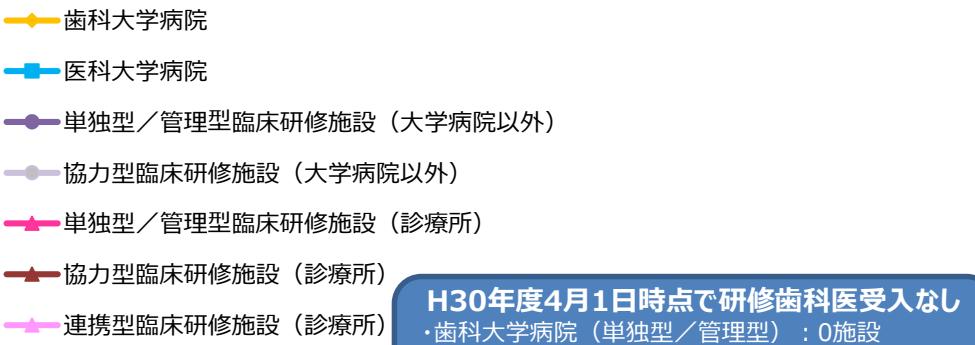
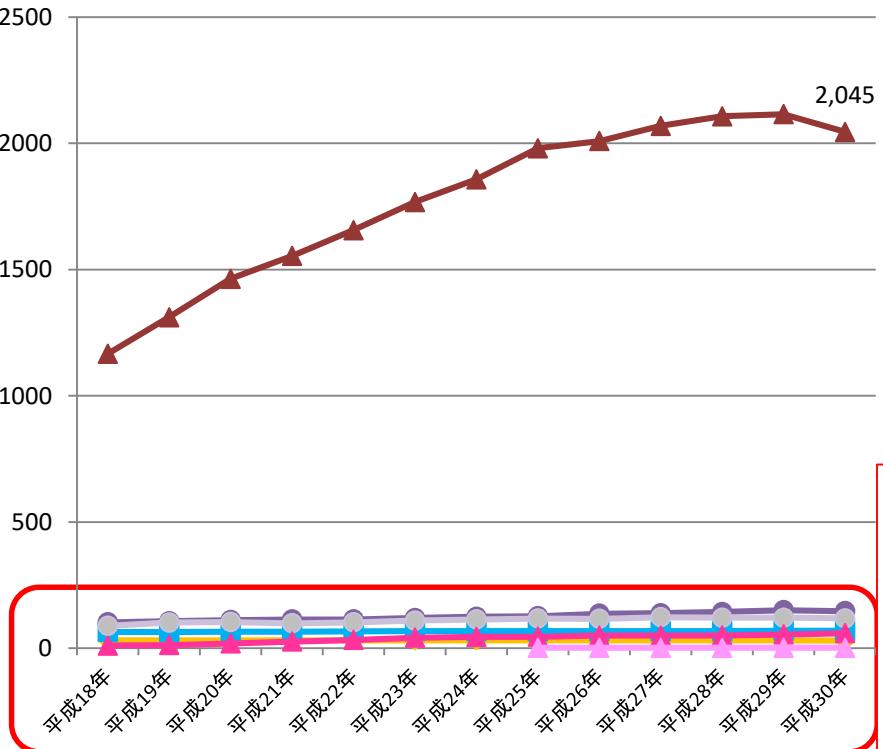
歯科医師臨床研修制度における主な改正内容について (平成23・28年度)

	平成23年度改正	平成28年度改正
研修内容について		<ul style="list-style-type: none">●研修プログラムの記載事項の追加<ul style="list-style-type: none">・到達目標の達成に必要な症例数と研修内容等・修了判定の評価を行う項目と基準
臨床研修施設について	<ul style="list-style-type: none">●連携型臨床研修施設の新設 (平成22年度までは、単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設 (+ 研修協力施設) の区分で実施)・臨床施設群方式の推進 (グループ化の推進)	<ul style="list-style-type: none">●臨床研修施設の指定取消し要件の追加<ul style="list-style-type: none">・3年以上研修歯科医の受入がないとき・協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき
研修指導体制について	<ul style="list-style-type: none">●研修管理委員会の機能強化 (指導を行う歯科医師等への研修会開催)	<ul style="list-style-type: none">●研修プログラムの評価項目の追加<ul style="list-style-type: none">・研修歯科医の指導体制・研修歯科医が経験した平均症例数・予め設定した症例数を達成した研修歯科医の割合
その他	<ul style="list-style-type: none">●臨床研修施設の指定・年次報告等の申請の簡素化	<ul style="list-style-type: none">●研修歯科医から臨床研修の中止を申し出る理由の追加<ul style="list-style-type: none">・研修期間中の研究、留学等の多様なキャリア形成を行うこと (平成27年度までは妊娠、出産、育児、傷病等の理由のみ) ※再開の際には、同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択可能とした

1. 歯科医師臨床研修の概要および制度改正について
2. 歯科医師臨床研修の現状について
3. 歯科医師養成過程における卒前・卒後教育の関係について

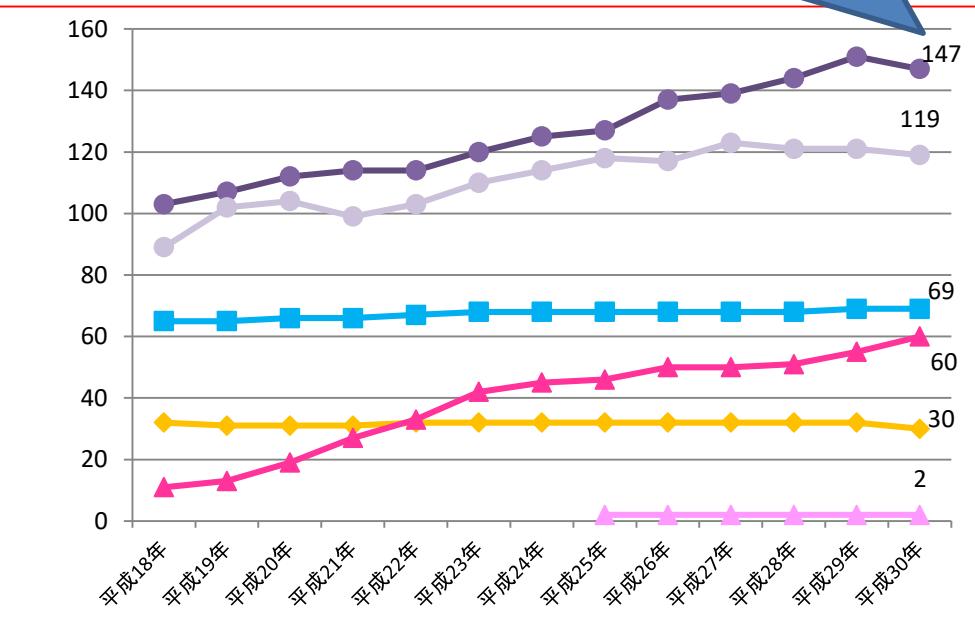
臨床研修施設数の年次推移（単位：施設）

臨床研修施設数の総数はここ数年横ばい。しかし、平成28年度制度改正にて指定取消しの制度を設けた影響もあり、平成30年度は、単独型／管理型臨床研修施設（大学病院以外）数が減少。連携型臨床研修施設は平成25年度に2施設指定されて以来、増加していない。



H30年度4月1日時点で研修歯科医受入なし

- 歯科大学病院（単独型／管理型）：0施設
- 医科大学病院（単独型／管理型）：1施設
- 大学病院以外の病院（単独型／管理型）：36施設
- 診療所（単独型／管理型）：14施設



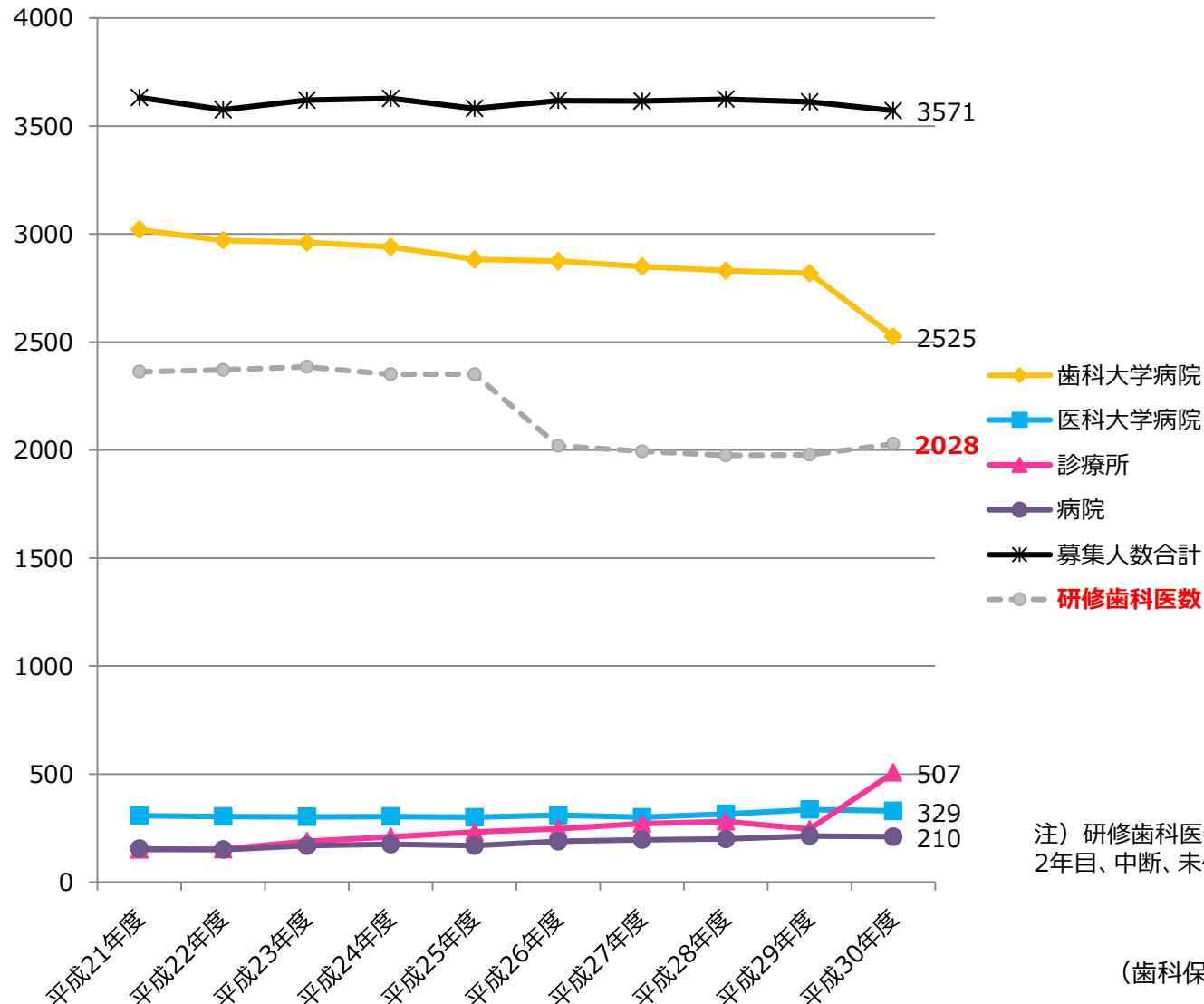
拡大

注) 施設数は、各年4月1日現在。

注) 協力型臨床研修施設の区分には、
単独型又は管理型臨床研修施設として
指定されたものは含まない。

研修歯科医数と臨床研修施設種別募集人数の年次推移（単位：人）

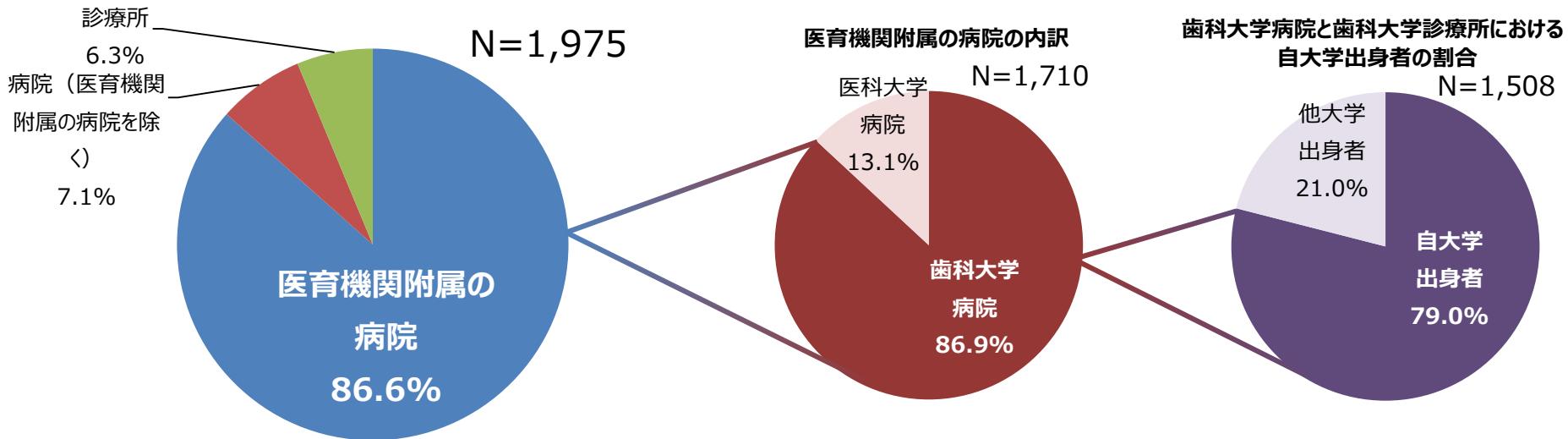
研修歯科医の募集人数の総数もここ数年横ばい。
研修歯科医数はここ数年2,000人前後で推移している。



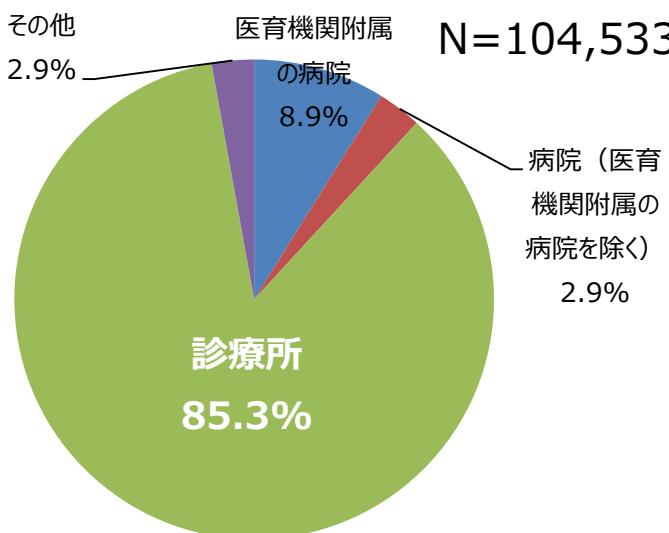
研修歯科医の臨床研修施設種別割合と勤務地の割合

研修歯科医の研修先は医育機関附属の病院に約87%もの研修医が集中し、その多くは歯科大学病院で自大学出身者が多い。一方、医師・歯科医師・薬剤師調査で見ると、8割以上が診療所勤務である。

研修歯科医の研修先 (平成28年4月1日時点) *2年プログラムの2年目、中断、未修了を除く



施設・業務の種別にみた歯科医師数 (平成28年12月31日時点)



歯科医師臨床研修修了者アンケート調査（平成28年度）

〈調査概要〉

例年、臨床研修及び進路に対する考え方を把握し、政策に反映させることを目的として臨床研修を修了した歯科医師を対象にして、アンケート調査を継続的に実施している。

対象者：平成28年度に歯科医師臨床研修を修了予定のすべての歯科医師2,046名

調査方法：厚生労働省より自記式質問票を送付、地方厚生局へ提出

調査時期：平成29年3月

男 N=922
女 N=646
総数N=1,568

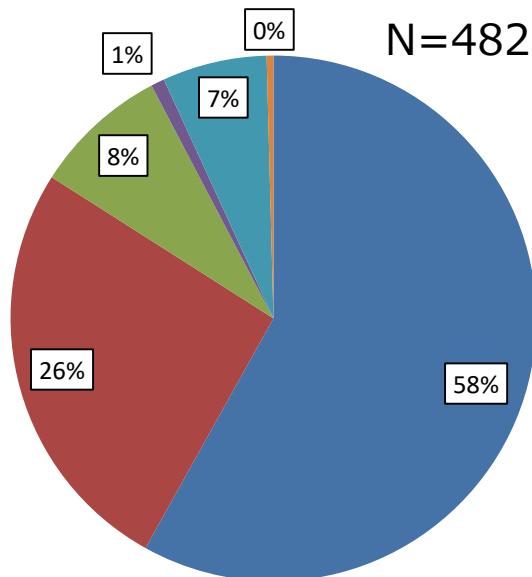
表7 回収状況

配布対象者	回収数	回収率	男性		女性		無効票 (性別未記入)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
2,046	1,625	79.4%	942	58.0%	663	40.8%	20	1.2%

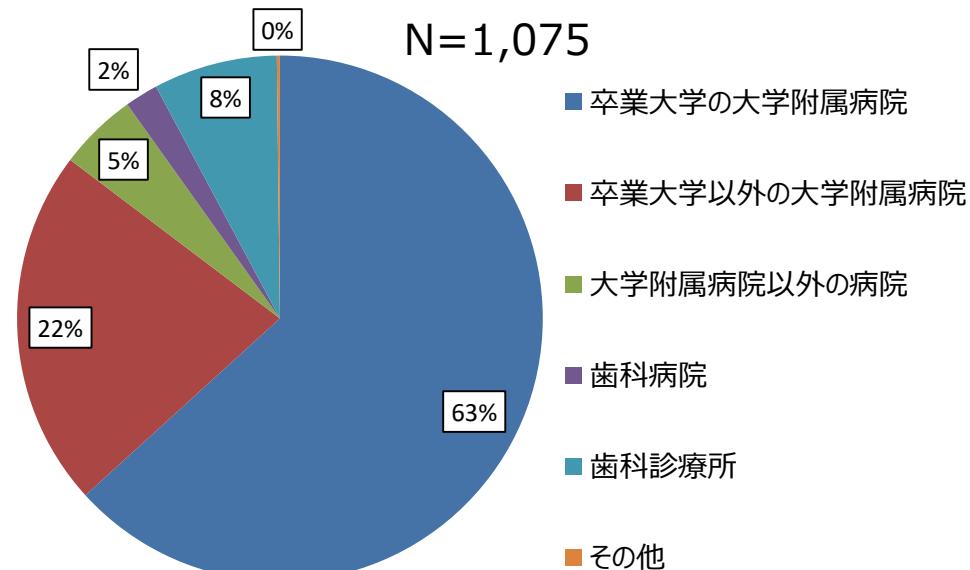
卒業大学（国公立・私立別）別の臨床研修施設先

国公立大学と私立大学で大きな差はないものの、私立大学の方がわずかに卒業大学の大学附属病院で研修する割合が高い。

国公立大学

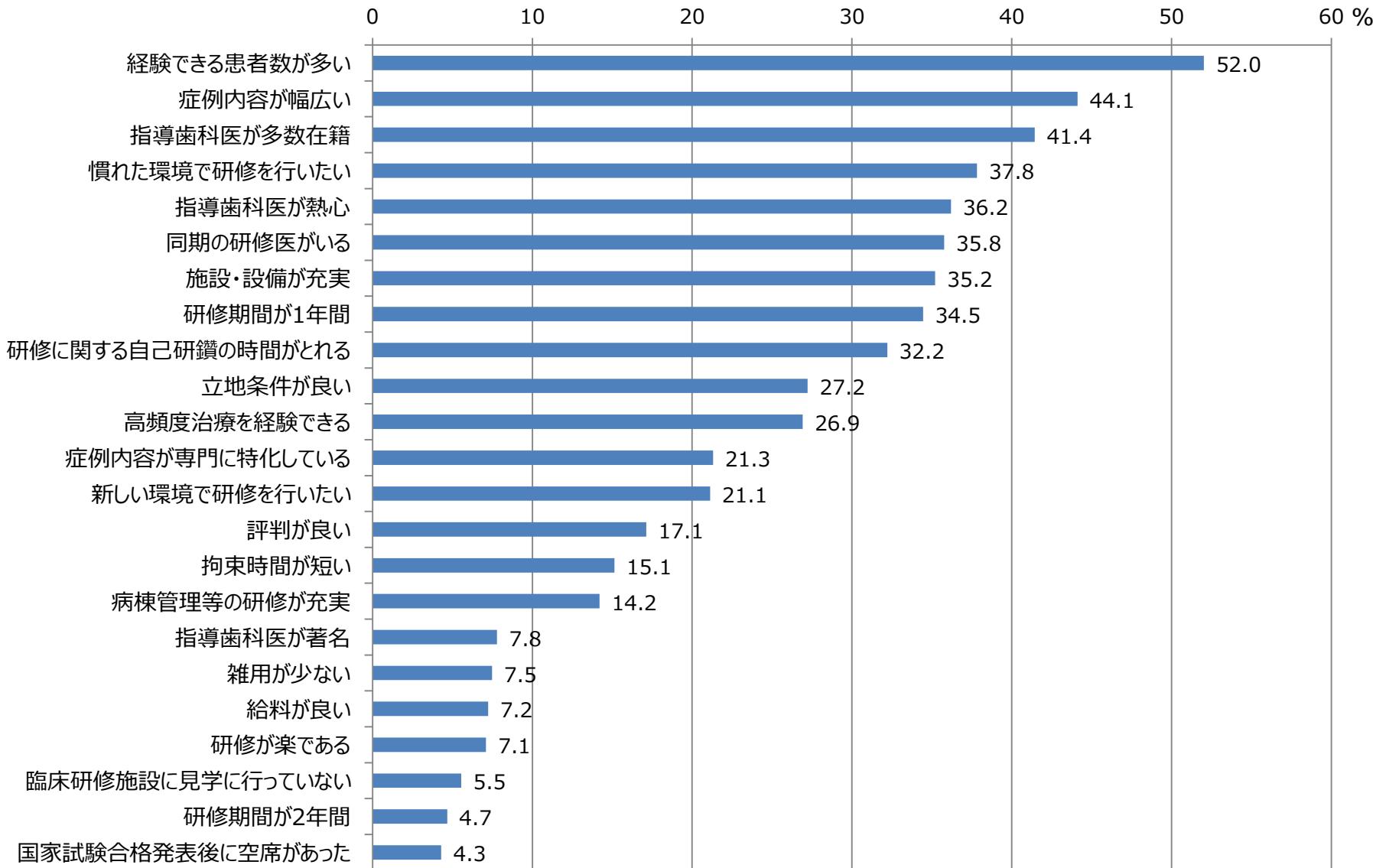


私立大学



臨床研修施設を選んだ理由

施設を選んだ理由について、経験できる症例の数や内容で選んでいる者が多い。
また指導環境、研修環境で選んでいる者も多い。



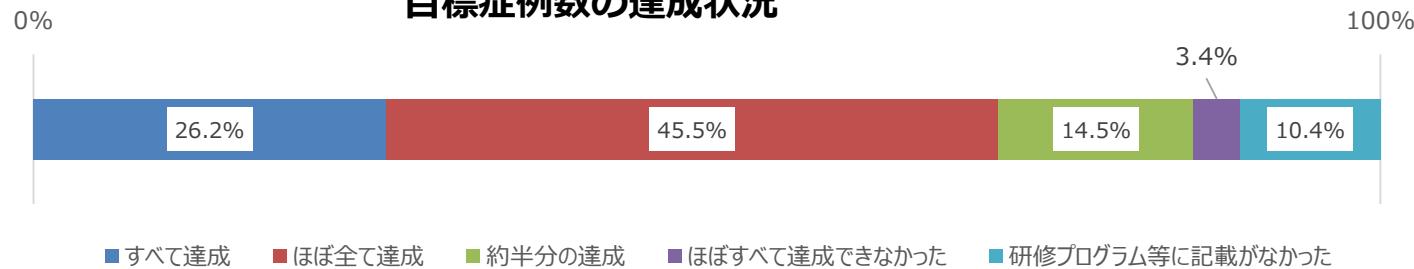
目標達成数の参考状況と達成状況および経験症例数の自己評価

目標症例数（研修プログラムを修了するために研修歯科医が経験する症例数）について、すべて達成、あるいはほぼすべて達成が7割程度占め、自己評価についても十分、あるいはやや十分が6割程度占めるが、目標症例数を参考にしていない者が半数以上であった。

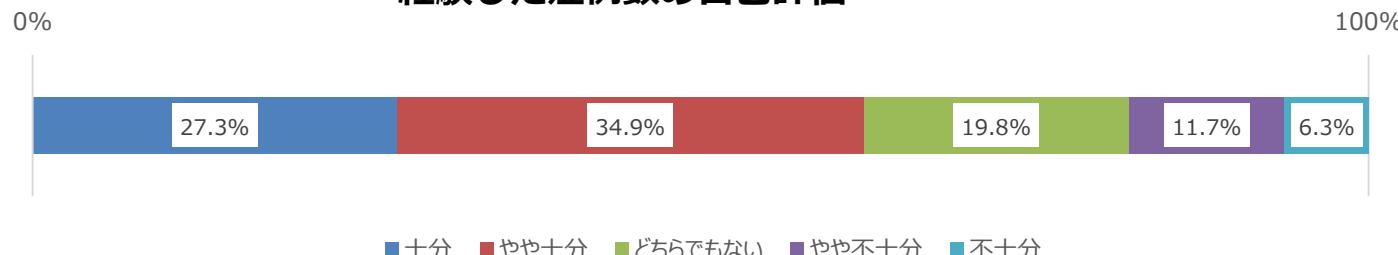
目標症例数の参考状況



目標症例数の達成状況



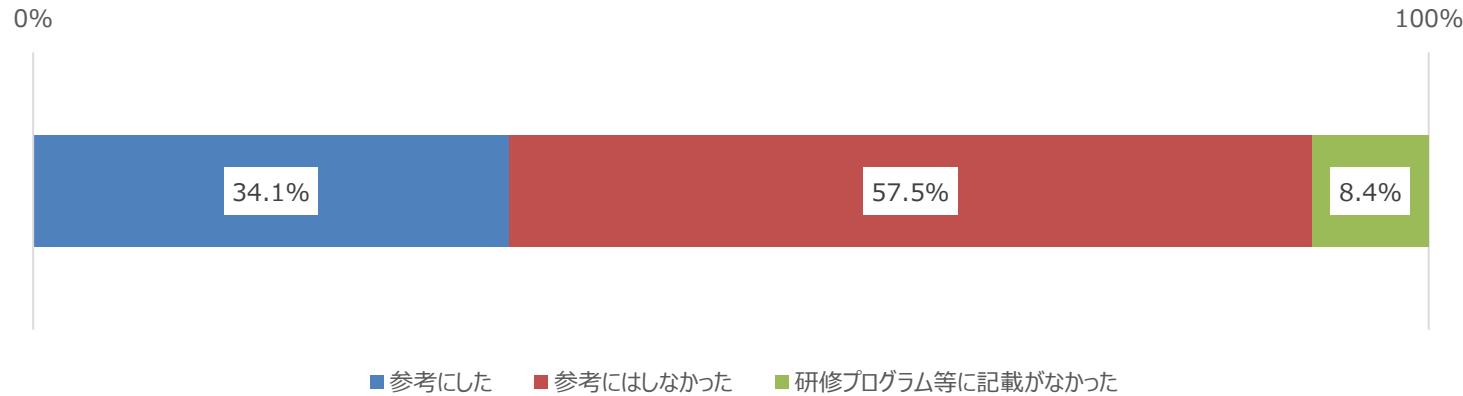
経験した症例数の自己評価



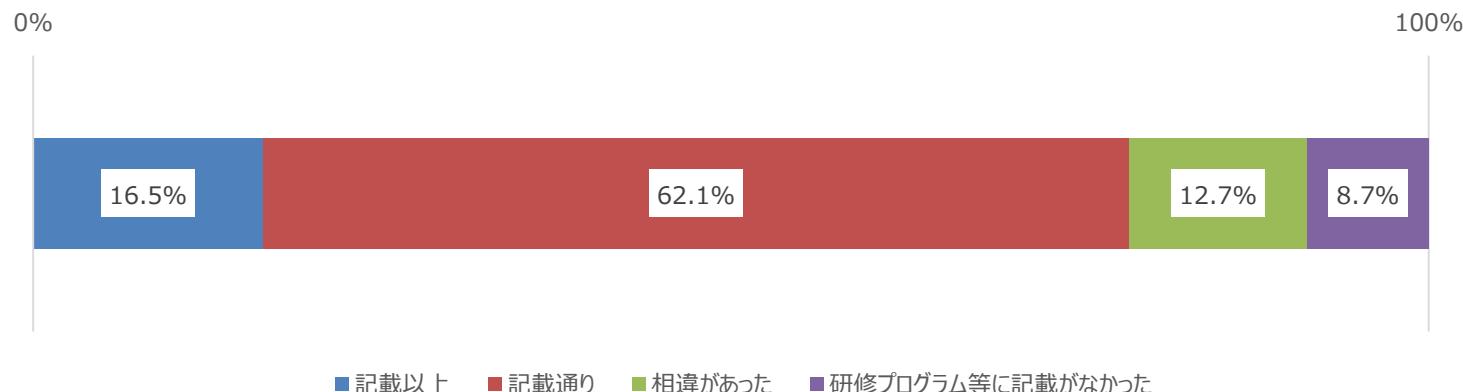
研修プログラム等に記載のある症例内容について

研修プログラム等に記載のある症例内容について、記載以上あるいは記載通りと回答する者が
多いものの参考にされていない場合が半数以上であった。

研修プログラム等に記載のある症例内容の参考状況



研修プログラム等に記載のある症例内容の評価



訪問歯科診療・入院手術症例の研修実施割合

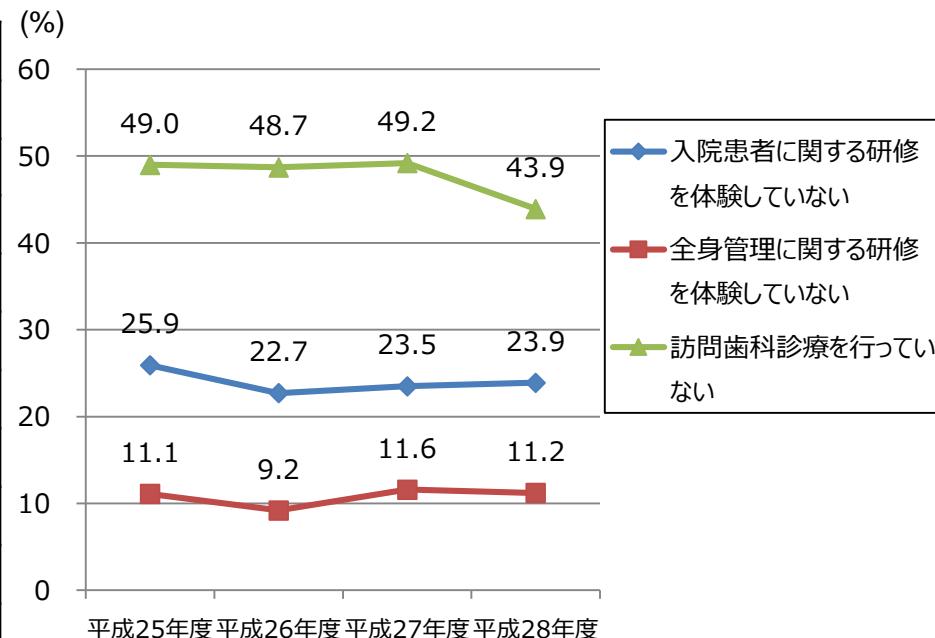
訪問診療、入院手術とともに7割以上の研修医が、実施可能な研修プログラムに所属している。

しかしながら4割以上の研修歯科医が訪問歯科診療を体験できておらず、研修プログラムに記載されていても症例数の少なさが示唆される。

訪問歯科診療・入院手術症例の 研修実施／非実施のプログラムに 属する研修歯科医数

人数(人)	訪問歯科診療				入院手術			
	実施		非実施		実施		非実施	
	単独型	管理型	単独型	管理型	単独型	管理型	単独型	管理型
歯科大学病院	400	811	175	24	522	767	53	68
歯科大学診療所	82	69	9	2	82	71	9	0
医科大学病院	65	24	92	24	157	48	0	0
総合病院	27	19	90	6	109	25	8	0
歯科診療所	59	33	5	5	51	34	13	4
医科診療所	0	1	0	0	0	1	0	0
歯科病院	3	3	0	0	3	3	0	0
計	636	960	371	61	924	949	83	72
	1,596		432		1,873		155	

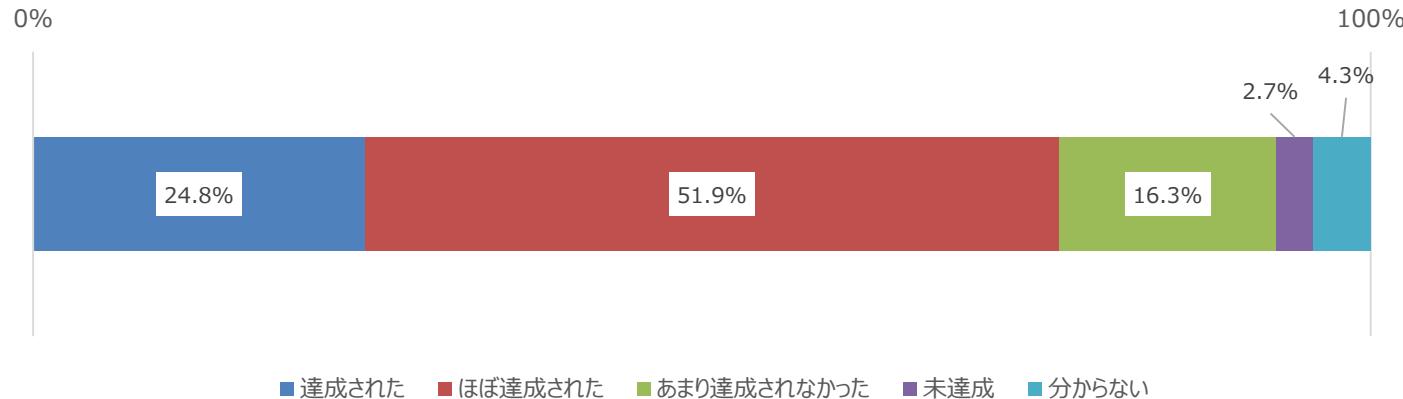
入院・全身管理／訪問歯科診療を体験していない割合



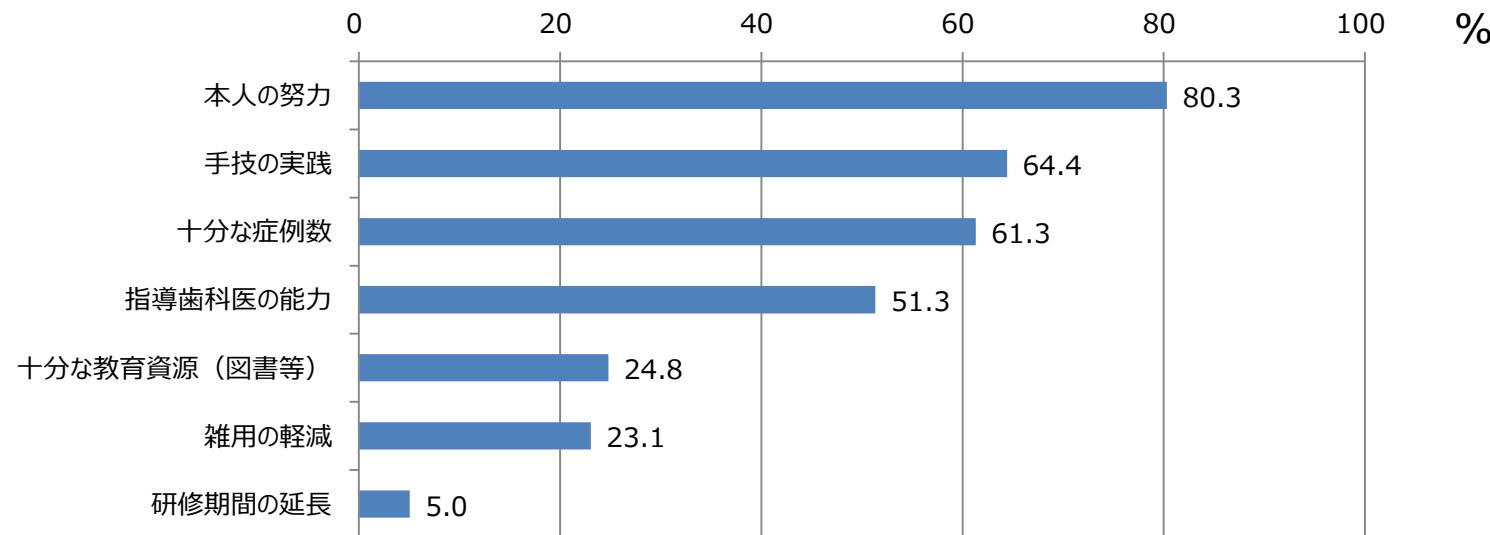
臨床研修の到達目標について

到達目標を達成された、あるいはほぼ達成されたと考える者は75%以上にのぼる。
また、到達目標を達成するために必要なものとしていちばん多く挙げているのは、「本人の努力」である。

臨床研修の到達目標の達成状況



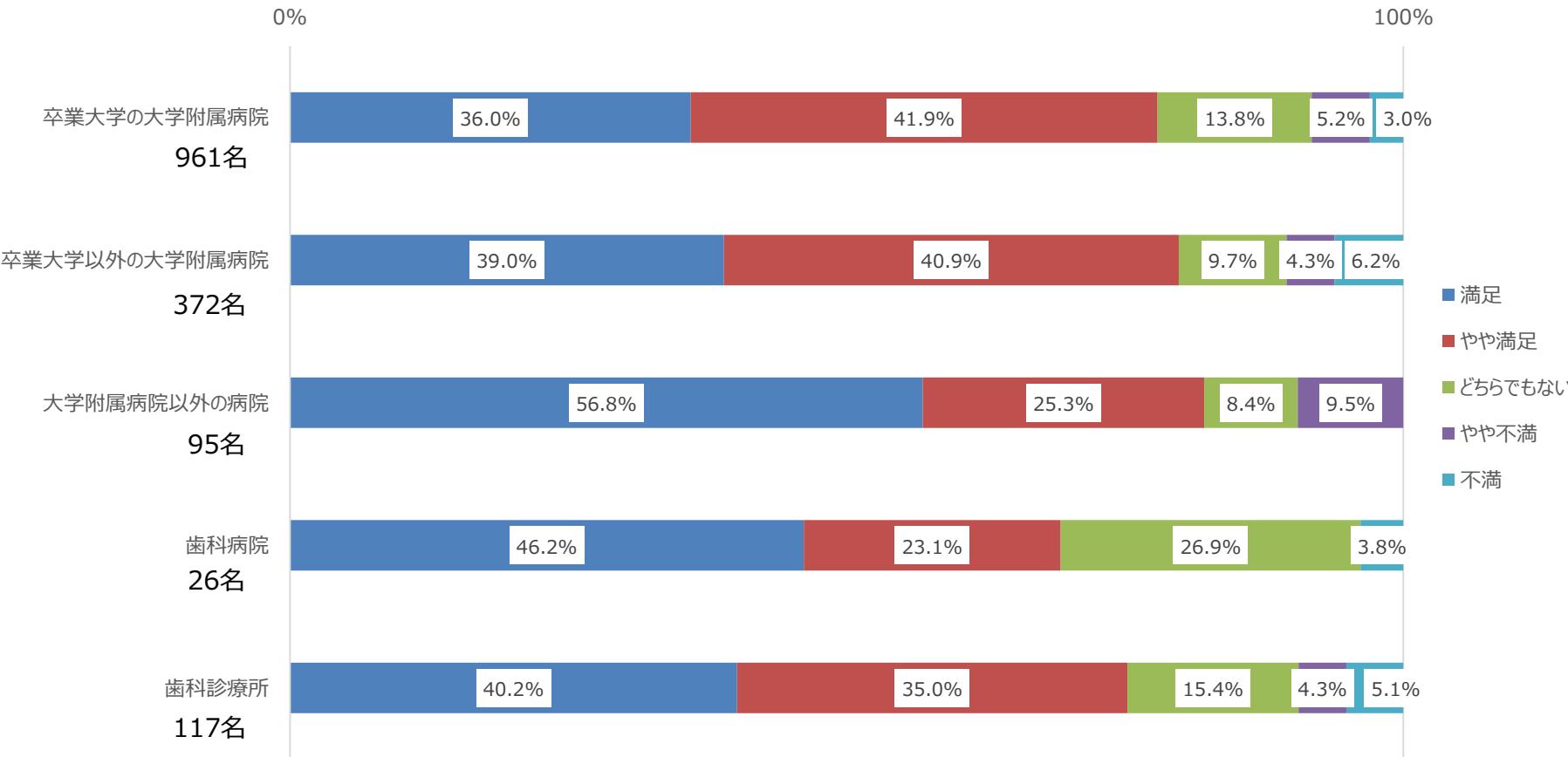
到達目標を達成するために必要な項目（複数回答）



臨床研修の満足度

臨床研修について全体的に満足、あるいはやや満足している者は多く、特に大学附属病院以外の病院で研修した者でその割合が高い。

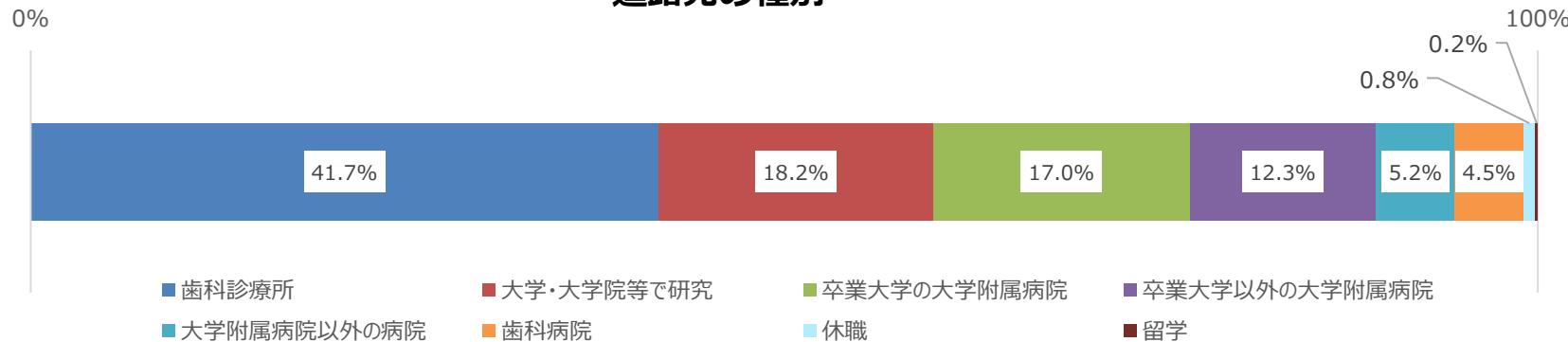
N=1,571



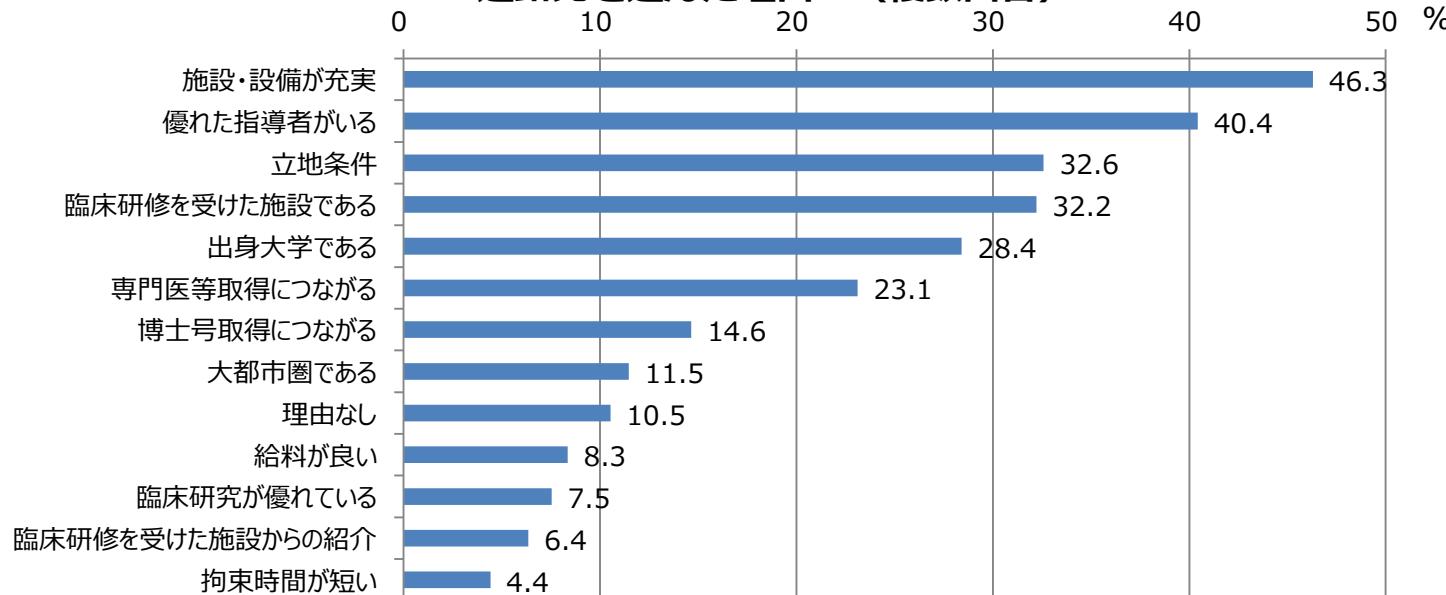
臨床研修修了後の進路について

臨床研修修了後の進路については歯科診療所が最も多く、またその理由として設備や指導者で選んでいる者が多い。

進路先の種別

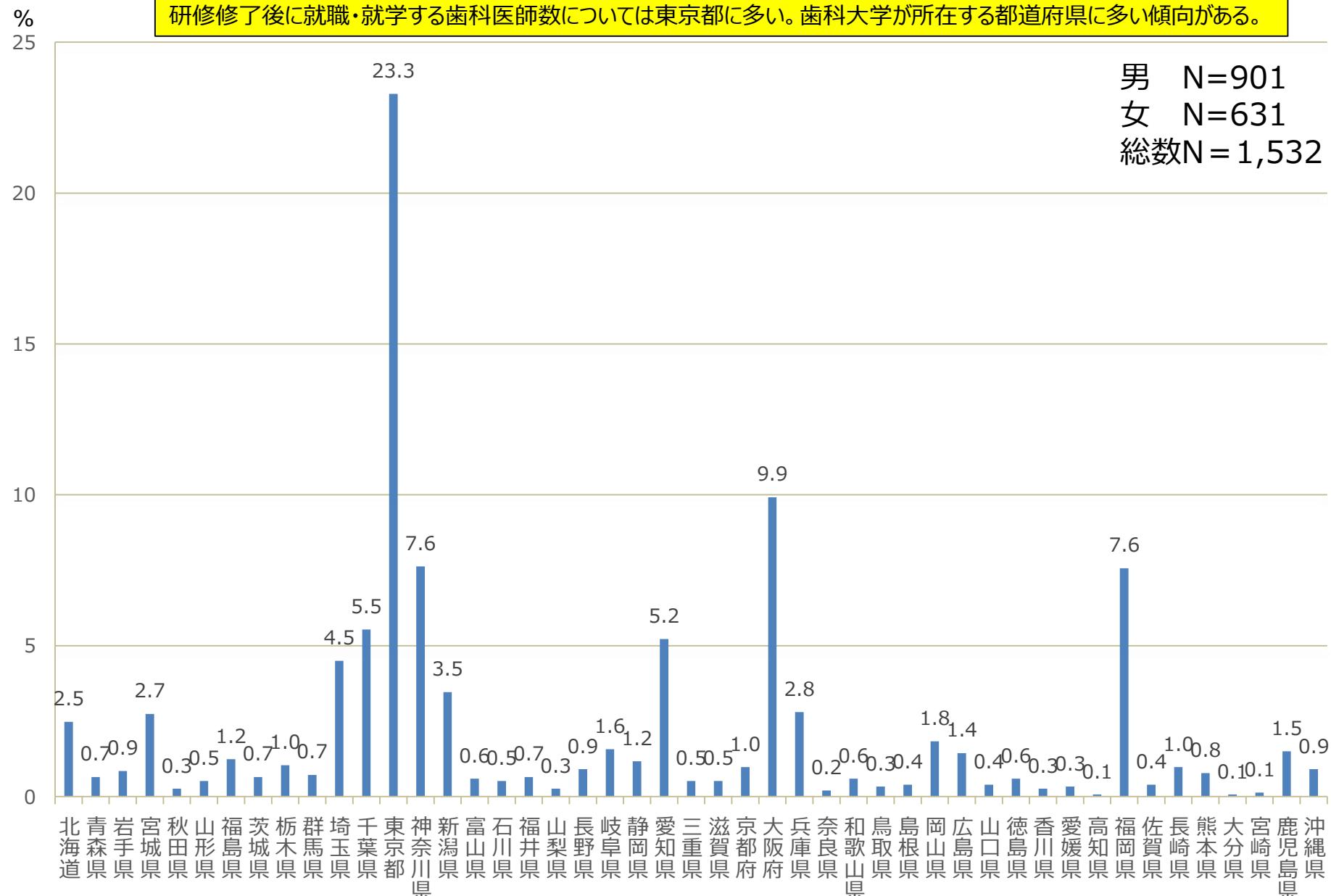


進路先を選んだ理由 (複数回答)



研修修了後に就職・就学する歯科医師数（都道府県別割合）

研修修了後に就職・就学する歯科医師数については東京都に多い。歯科大学が所在する都道府県に多い傾向がある。



(平成28年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

研修を行った後の定着割合（地方単位）

定着割合について、地方単位で区切ると、臨床研修修了後に勤務する地方が出身地の地方とが同じである割合は全体的に高い。

全体 (N=1,534)				臨床研修修了後に勤務する地方			
出身地	大学	臨床研修	計	A地方		A地方以外	
				人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
A地方	A地方	A地方	793	718	90.5	75	9.5
A地方	A地方	A地方以外	74	48	64.9	26	35.1
A地方	A地方以外	A地方	205	161	78.5	44	21.5
A地方	A地方以外	A地方以外	462	353	76.4	109	23.6

※注：A地方は任意の地方。地方は、右に示す北海道、東北、関東、甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州の9つの区分に分けている。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

甲信越：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

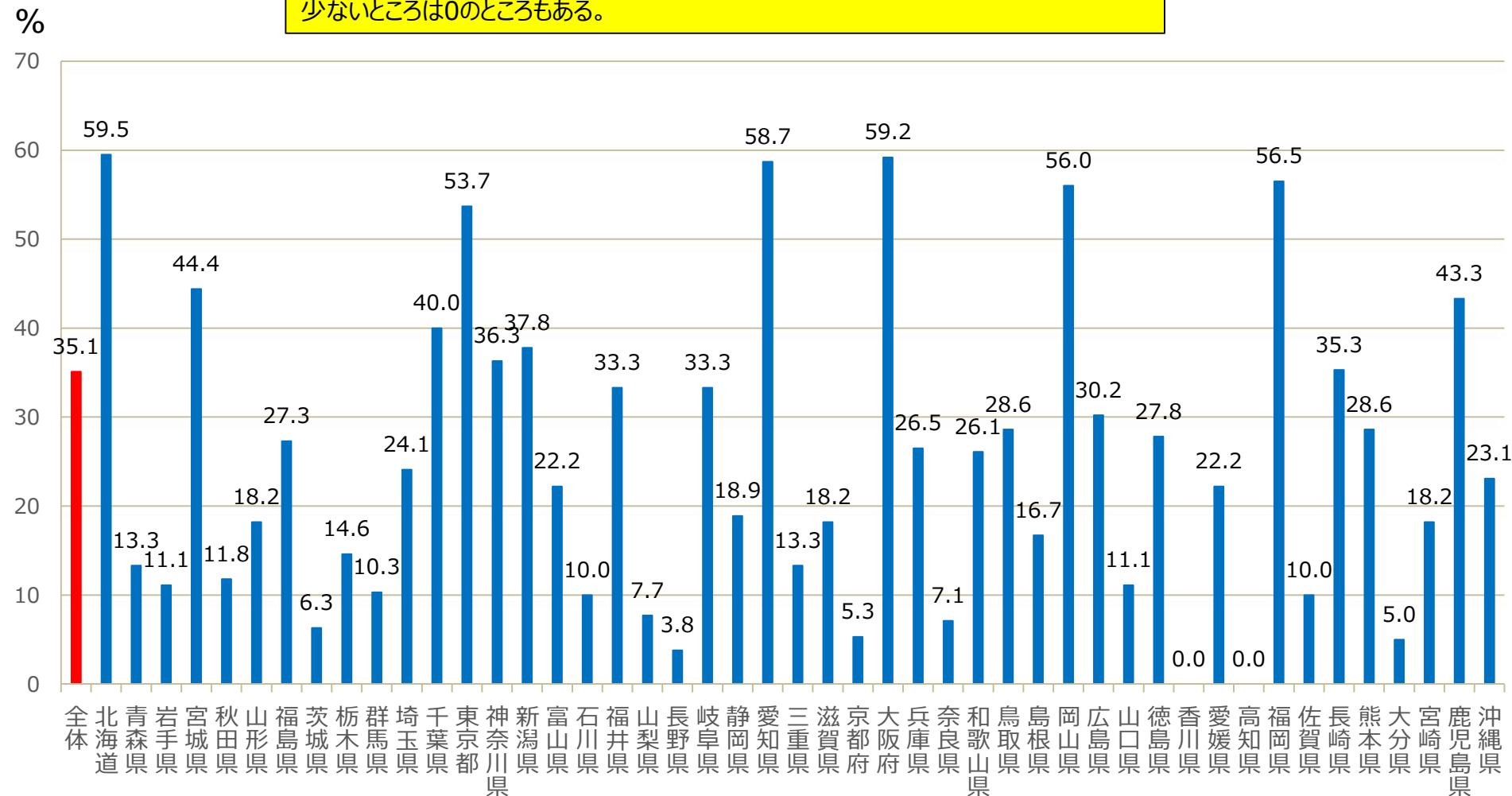
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

研修を行った後の定着割合 (出身都道府県別、実家と研修後の施設所在地の比較)

都道府県単位では、定着割合は35%程度となる。
人口の多い都道府県で定着割合が多い傾向があり、多いところでは6割近くあるが、
少ないところは0のところもある。

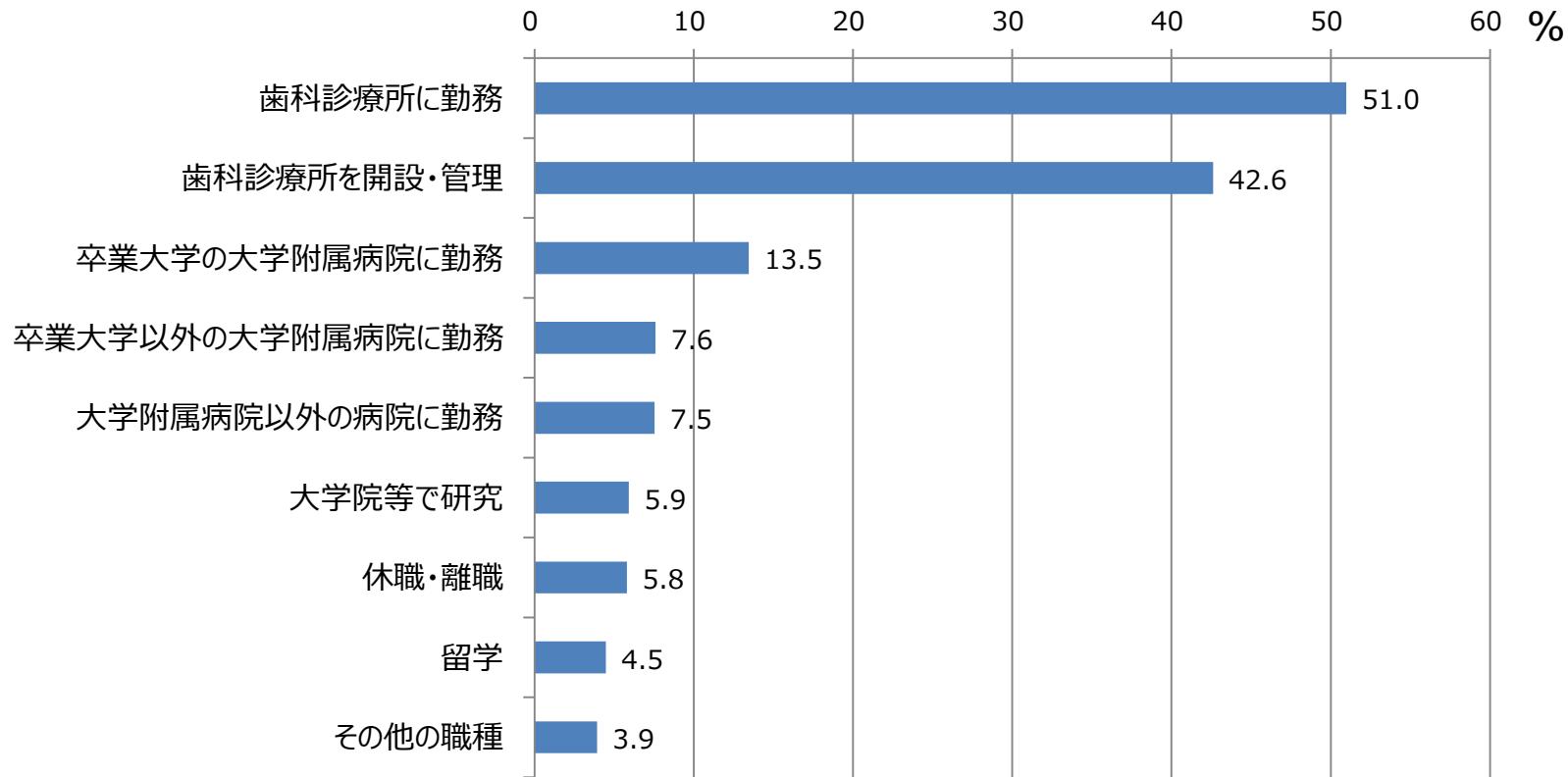
N=1,585



出身者の総人數	1,585	42	15	18	27	17	11	33	32	41	29	58	50	216	102	37	9	10	9	13	26	24	53	92	15	11	19	98	68	28	23	7	6	25	43	18	18	9	18	3	85	10	17	21	20	11	30	13
定着した人數	556	25	2	2	12	2	2	9	2	6	3	14	20	116	37	14	2	1	3	1	1	8	10	54	2	2	1	58	18	2	6	2	1	14	13	2	5	0	4	0	48	1	6	6	1	2	13	3

予想する10年後の働き方（複数回答）

10年後の働き方として、約半数が歯科診療所に勤務すると予想している。



1. 歯科医師臨床研修の概要および制度改正について
2. 歯科医師臨床研修の現状について
3. 歯科医師養成過程における卒前・卒後教育の関係について

歯科医師の卒前・卒後教育に関する改訂・改正時期

卒前
↓
卒後
↑

	位置づけ 又は実施根拠	検討を行う場	近年の 改訂・改正年度	
CBT・ OSCE	大学間で構築した、臨床実習開始前の学生の評価システム (国家試験ではない)	公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」 (第3者機関)	モデル・コア・カリキュラムの改訂に合わせて随時改訂	
モデル・コア・ カリキュラム	歯学教育において、全ての歯科学生が履修すべき必要不可欠な教育内容を提示したガイドライン	「モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会」 「モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会」 (文部科学省)	H22 (H24)	H28 (H30)
歯科医師 国家試験	歯科医師法(第3章 第9条～第16条)	医道審議会 歯科医師分科会 歯科医師国家試験制度改善検討部会 (厚生労働省)	H24 (H26)	H28 (H30)
臨床研修	歯科医師法(第3章の2 16条の2～6)	医道審議会 歯科医師分科会 歯科医師臨床研修検討部会 (厚生労働省)	H21 (H23)	H26 (H28)

※()は施行年度²⁴

歯学教育モデル・コア・カリキュラム、歯科医師国家試験出題基準、歯科医師臨床研修の到達目標との比較

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」、歯科医師国家試験出題基準の「必修の基本的事項」においては、たとえば、「プロフェッショナリズム」や「チーム医療」という言葉が含まれるもの、歯科医師臨床研修の到達目標のねらいには含まれていない。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（卒前）

歯科医師として求められる 基本的な資質・能力

- 1 プロフェッショナリズム
- 2 医学知識と問題対応能力
- 3 診療技能と患者ケア
- 4 コミュニケーション能力
- 5 チーム医療の実践
- 6 医療の質と安全の管理
- 7 社会における医療の実践
- 8 科学的探究
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

歯科医師国家試験出題基準（卒前⇒卒後）

必修の基本的事項

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1 医の倫理と歯科医師のプロフェッショナリズム | 8 主要な症候 |
| 2 社会と歯科医療 | 9 診察の基本 |
| 3 チーム医療 | 10 検査・臨床判断の基本 |
| 4 予防と健康管理・増進 | 11 初期救急 |
| 5 人体の正常構造・機能 | 12 治療の基礎・基本手技 |
| 6 人体の発生・成長・発達・加齢 | 13 一般教養的事項 |
| 7 主要な疾患と障害の病因・病態 | |

歯科医師臨床研修の到達目標（卒後）

歯科医師臨床研修のねらい

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

歯科医師臨床研修の到達目標の基本習得コースと基本習熟コース

歯科医師臨床研修の到達目標（卒後）

「基本習熟コース」

研修歯科医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるもの

1. 医療面接

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

2. 総合診療計画

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

3. 予防・治療基本技術

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

4. 応急処置

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置をする症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

5. 高頻度治療

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

6. 医療管理・地域医療

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

「基本習得コース」

臨床研修修了後、早期に習熟すべき項目であり、臨床研修中に頻度高く臨床経験した場合に当該項目を達成したと考えるもの

1. 救急処置

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

2. 医療安全・感染予防

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

3. 経過評価管理

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

4. 予防・治療技術

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

5. 医療管理

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

6. 地域医療

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

総合的な診療能力を持つ歯科医師のシームレスな養成

